

平成17年度歳入歳出決算を認定

平成17年度のさつま町歳入歳出決算、さつま町水道事業会計決算、さつま町簡易水道事業会計決算の認定については、審査を決算特別委員会に付託し、10月31日から11月7日まで慎重に審査を行いました。

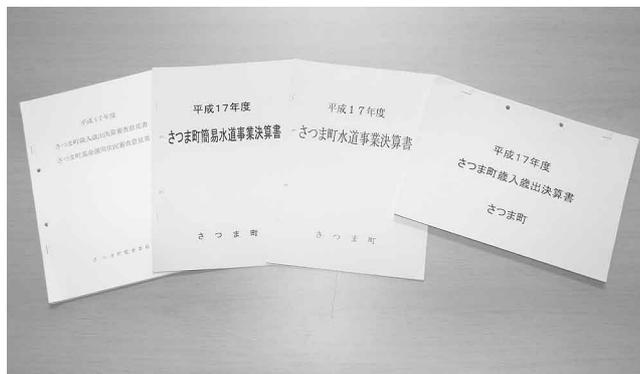


決算特別委員会での審査の様子

一般会計の決算について、4件の調定漏れがあり、うち定住促進事業の返還金の調定漏れは町に損失を与えていたことが判明しました。討論では、認定に反対の立場から、公の施設を目的から外れた宴会場として利用していること、定住促進事業の返還金の歳入調定が漏れていたこと、町民センターつるだ荘が現在の耐震構造基準

値に達していないことから決算の認定はできないとの意見がありました。また、賛成の立場から、歳入調定問題を主として不手際があったのは事実でありました。また、これらについては執行部も素直に認め、今後の対応策の説明を受け、問題解決に取り組むという前向きな姿勢であるということから決算を認定すべきとの意見がありました。採決の結果、いずれの決算も認定すべきものとの報告がありました。また、付帯意見として、歳入調定の再発防止策として、チェック機能の充実・チェックシステムの構築、職員研修（財務事務・法制実務）の充実を図るよう執行部に申し入れをすべきであるとの意見一致をみたとの報告もありました。

本会議では、決算特別委員会の審査報告を受け、質疑、討論を行いました。討論では、さつま町歳入歳出決算の認定について、反対、賛成の立場で各1人から意見が述べられました。採決の結果、さつま町歳入歳出決算については、賛成多数で認定し、さつま町水道事業会計決算及びさつま町簡易水道事業会計決算については、賛成全員で認定しました。また、執行部へ申し入れすることについても決定しました。



平成17年度決算書・監査意見書